

10月5日からマイナンバー制度が始まっています ～通知カードが届いたら、まずすること～

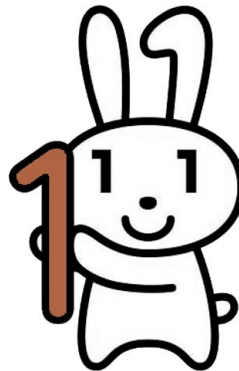
▼通知カードと個人番号カードは別物！



通知カードに記載されたナンバーは、今後勤務先に提示したり、行政手続きで書類に記載したりすることになりますので、**大切に保管してください。**

また、希望される方は、通知カードに同封された申請書を使って、個人番号カードを申請することができます。

詳しくは下記をご覧ください。

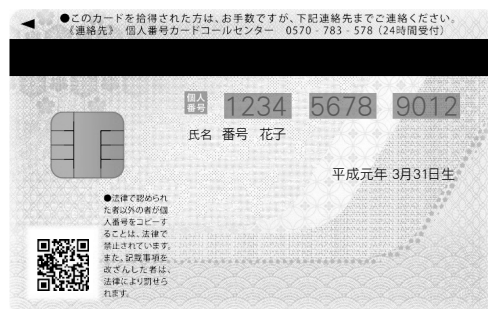


▼これが個人番号カードです！



個人番号カードの機能

- ・身分証明証として使用できます。
- ・税などの電子申告ができます。
- ・保険証としての機能が付与される予定です。



▼個人番号カード申請書の書き方と申請の流れ

通知カードに同封されている申請書に必要事項を記載して、郵送することで申請できます。また、パソコンおよびスマートフォンでも申請できますので、是非ご利用ください。

◎申請書は両面に必要事項を記載してください。

(キリトリ)

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

顔写真貼付欄
サイズ (縦 4.5cm×横 3.5cm)

・最近6ヶ月以内に撮影
・正面、無帽、無背景のもの
・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

●以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない証明書の有無の場合、下の口を黒く塗りつぶしてください。

☐ 署名用電子証明書 ※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方は原則発行されません。

☐ 利用者証明用電子証明書 ※ 不要

【注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーへのログイン、コンビニ受取サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。口を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人 氏名 (自署)	印	本人との関係
代理人住所	(電話番号)	

(キリトリ)

《注意》
この項目は、『電子証明書の発行を希望しない場合』のみ、黒く塗りつぶす場所です。

◎カード受領までのスケジュール

- 希望される方は、通知書に同封された申請書を郵送またはパソコン・スマートフォンより申請
- 申請すると『交付通知書』が届きます。
- 交付通知書を住民課に提示すると、カードと交換することができます。

お問い合わせ：住民課戸籍保険グループ